

# 予算を超過する申請があった場合の採択の優先順位

業務細則第9条(2)に基づき、予算を超過する申請があった場合の優先順位の定めに従い採択を決定する。  
応募案件は、以下の第1から第5優先順位の考え方で整理され、採択の可否が決定される。

令和5年度公募優先順位	
第1優先順位	a. 公的避難所
	d-1. 一時避難所(既存の一時避難所から半径2km以上離れている)
	b. 医療施設
	c. 社会福祉施設(福祉避難所を最優先、入所施設は次点)
第2優先順位	d-2. 一時避難所(既存の一時避難所から半径2km未満にある)
	a. 官公需適格組合からLPガスを供給(購入)する施設
第3優先順位	b. a.に該当しないもの
第4優先順位	施設の機能維持に必要な燃料の保有日数が多い施設
第5優先順位	賃金引上げ表明証明書を提出した事業者
第5優先順位	「パートナーシップ構築宣言」を実施・登録した事業者(共同申請者がいる場合は2社とも提出が必要)

既存の一時避難所は災害バルクホームページ▶補助金申請の手続きページをご確認ください。

# 補助金申請書関係書類

交付申請書	
災害バルクホームページ▶申請の手続き▶申請書類ダウンロードから申請書式をダウンロードしてください。	
1) 災害バルク補助金申請書類	12) 補助対象・対象外の判別が可能なLPガス配管図
2) 交付申請書(様式第1)	13) 自家発電設備出力計算書(固定式発電機を導入する場合)
3) 申請日より3カ月以内に取得した履歴事項全部証明書	14) 補助対象・対象外の判別が可能な電気配線図
4) 役員名簿(履歴事項全部証明書に代表者以外の記載がない場合)	15) 見積依頼書および見積書(明細含む。申請者が地方公共団体の場合は設計見積書)
5) 直近2期分の決算報告書(個人申請の場合は直近2年分の納税証明書その3の2)	16) 福祉避難所として使用することがわかる地方公共団体との協定書等(該当する場合)
6) 中小企業の除外規定に該当しないことを証明する書類(中小企業として申請する場合)	17) 業務方法書第13条第2項に関する解説図と契約書(該当する場合)
7) 敷地全体配置図(平面図)	18) 災害時に一時避難所として使用することを明記した地方公共団体との協定書等(該当する場合)
8) 避難所として使用する場所の図面(平面図)	19) 賃金引き上げを表明したことを証明する書類(該当する場合)
9) 購入設備全ての配置図面(GHP室内機の設置場所も明記してください)	20) 「パートナーシップ構築宣言」書(該当する場合、共用申請者も含む)
10) 燃料消費量計算書	
11) LPガス販売事業者の「液化石油ガス販売事業者許可証」	

1)についてはExcel形式で、他の書類はPDF形式で提出してください。その他、詳細についてはホームページ掲載の「申請の手引き」等を必ずご確認ください。

令和5年度

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

# LPガス災害バルク等申請ガイドブック



LPガスで自然災害への備えを!!



# 災害時に備えた燃料備蓄の必要性

## 災害が発生したら…



いつ起こるかわからない自然災害にLPガスで備えましょう

## LPガス災害バルク等導入イメージ

### 命をつなぐエネルギーLPガス

#### 3日間を乗り切る

災害により地域が孤立した場合、援助が被災地まですぐには届きません。ライフライン復旧までに3日間程度のエネルギー備蓄が必要だと言われています。

#### LPガスの備蓄がカギに

LPガスを備蓄することで、災害後のライフラインを確保することにつながります。下記の設備を導入することで「電気」、「冷暖房」、「給湯・調理機器」の使用が可能になります。

#### LPガス災害バルク等



#### 「LPガス災害バルク」とは

災害時に電気やガス等の供給網が途絶した場合でも、貯蔵されている「石油ガス(LPガス)」によりエネルギー供給を可能とする、耐震性や安全性に優れた、災害対応型の「LPガス供給システム」のこと。災害時には、避難所等で電気、給湯、炊き出し、冷暖房などの提供が可能となる。



※補助対象設備は、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に独立して稼働できる仕様のものに限り、個別設備については振興センターにご相談ください。

# 補助事業の概要

大規模な災害等が発生した時に、系統電力、都市ガスや水道の供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等はライフラインの機能を維持することが求められます。一般財団法人エルピーガス振興センターは、国の補助金の交付を得て、自衛的な燃料備蓄のためにLPガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、災害発生時においても、これらの施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図り、その機能を3日間以上維持させることを目的としています。また、本事業を通じて国土強靱化地域基本計画を推進します。

#### 申請の公募期間について

令和5年度  
令和5年5月31日(水)～令和5年6月30日(金) 24時まで

#### 申請者の資格

申請の手引き3および5をご確認ください。

#### 補助対象となる設置先の施設

- ① 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難なものが生じる施設… 医療施設、福祉施設(老人ホーム)等  
ただし、医療施設のうち、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、救命救急センター、周産期母子医療センターは除きます。
  - ② 公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設)… 自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館等
  - ③ 地方公共団体が認知した一時避難所となり得る施設… 商業施設、宿泊施設、事務所、工場等
- ②または③の場合、その設置先となる市区町村が国土強靱化地域計画を策定済みであること、もしくは大規模地震対策特別措置法第3条の規定による地震防災対策強化地域に指定されていることが要件となります。

#### 補助対象設備

- ▶ 上記①～③の対象施設に設置する機器等
  - ・LPガス災害バルク貯槽又はシリンダー容器(但しシリンダー容器の購入は補助対象となりますが、必須ではありません)
  - ・LPガス発電機(コジェネレーション含む)
  - ・空調機器(GHP等)
  - ・燃焼機器(コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ、炊飯器、給湯器(ボイラー含む)ガスストーブ、ファンヒーター)
  - ・簡易スタンドユニット
- ※上記補助対象設備等を設置することで、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に容器の貯蔵上限量50%に対し3～7日間対応可能となることが申請に際しての必須要件です。

#### 補助対象経費

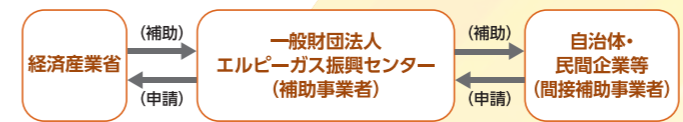
LPガス災害バルク等の機器購入費と設置工事費  
※容器他にこれに付属するLPガスの供給に必要な設備は、必ず購入することが条件です。(但しシリンダー容器の購入は必須ではありません)  
※常備使用のLPガス配管・電気配線等部分は、補助金対象外となります。また、既存設備の撤去費用も補助金対象外となります。

#### 補助率

補助対象となる設置先の施設	令和5年度
① 避難困難者が生じる施設	1/2以内 ただし、中小企業者が運営する場合2/3以内
② 公的避難所	1/2以内
③ 一時避難所	1/2以内

※中小企業者の定義は中小企業基本法第2条第1項の規定を準用しております。詳細は中小企業庁ホームページをご確認ください。  
(<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

#### スキーム



#### 補助金の交付限度額

- ① 一申請あたり上限1千万円… バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備のみ
- ② 一申請あたり上限3千万円
  - 1)… バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス発電機ユニット(コジェネレーション含む)
  - 2)… バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス空調機器ユニット(GHP他)
  - 3)… バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス燃焼機器ユニット(コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ他)
  - 4)… バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス簡易スタンドユニット
- ③ 一申請あたり上限5千万円… ②の1)と2)を同時に設置する場合